

銚子市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書

1. 事業内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) テレビモニター設置による広告放映及び銚子市が作成した市政情報放映
- (2) 設置期間満了時の撤去及び原状回復
- (3) 広告主の募集、広告枠の販売及び広告の製作

2. 設置場所

設置場所は、次のとおりとする。

なお、現地調査の結果、より効果的な設置場所が考えられる場合は、施設管理者と協議の上、設置場所を変更することができるものとする。

番号	施設名	所在地	設置場所	年額最低貸付料	連絡先
1	銚子市 庁舎	銚子市若宮町 1番地の1	市役所1階 市民課前柱壁面 (2台)	60,000円	財政課 管財室 担当者 網中 電話番号 0479-24-8900

※設置場所については別添参照

3. 事業の実施期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 広告付きデジタルサイネージの仕様

(1) 設備本体

- ① 広告付きデジタルサイネージは、42型以下のモニターとすること。
- ② 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ③ 庁舎施設に負担のない方法で固定し地震等でも用意に転落・落下しないように設置すること。
また、撤去の際は原状回復すること。
- ④ タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源オン/オフも容易にできるようにすること。
- ⑤ ニュースや天気等の情報を表示することも可能とする。
- ⑥ 放映時間は、原則、市役所開庁日の8時30分～午後17時15分とする。
- ⑦ 放映時間のうち、市政情報を全体の4分の1以上放映すること。
- ⑧ 放映回数・回転数などについては、協議のうえ決定することとする。
- ⑨ 放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容とすること。
- ⑩ 音量は、原則、無音とすること。

(2) その他

- ① 製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は事業者が負担すること。
- ② 事業者は、施設利用者に危険を生じない方法により、広告付きデジタルサイネージを設置しなければならない。
- ③ 事業者は、広告付きデジタルサイネージの設置に際し、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所及び構造にしなければならない。

5. 問合せ先

〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所3階

銚子市財政課管財室 担当 網中

電話：0479-24-8900

FAX：0479-25-4044